

JR 灘駅前広場（南北）概略設計業務 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

JR 灘駅前広場（南北）概略設計業務

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的と概要

神戸市では、まちの質・暮らしの質を一層高めることで、都市ブランドの向上と人口誘引につなげるプロジェクトとして、令和元年度から「リノベーション・神戸～人にやさしく明るい神戸へ～」をスタートした。当プロジェクトの一環として駅前空間のクオリティアップが謳われており、JR 灘駅はその対象の一つに位置づけられている。

JR 灘駅前広場（南北）は、周辺に数多く立地するレジャー施設、文化施設への入り口として、来訪者が快適に利用できる空間、かつ地域住民が気軽に集いにぎわうことのできる憩いの空間であることが求められている。本業務は、灘駅前広場が当該地域の「顔」として、来訪者、地域住民から親しまれる空間となることを目指した整備計画を提案するとともに、整備に向けた概略設計を行うことを目的としている。

本業務を行うにあたっては、公募型プロポーザル方式により、企画提案の内容に加えて、実施方針や実施体制、技術的提案等を評価し、最も適した委託候補者を選定することとし、本要領は事業者選定の実施手順や提案の提出方法、選定基準等について定めることを目的とする。

(2) 業務内容

「JR 灘駅前広場（南北）概略設計業務」特記仕様書による

(3) 事業規模（契約上限額）

21,000 千円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日の翌日～令和3年3月31日

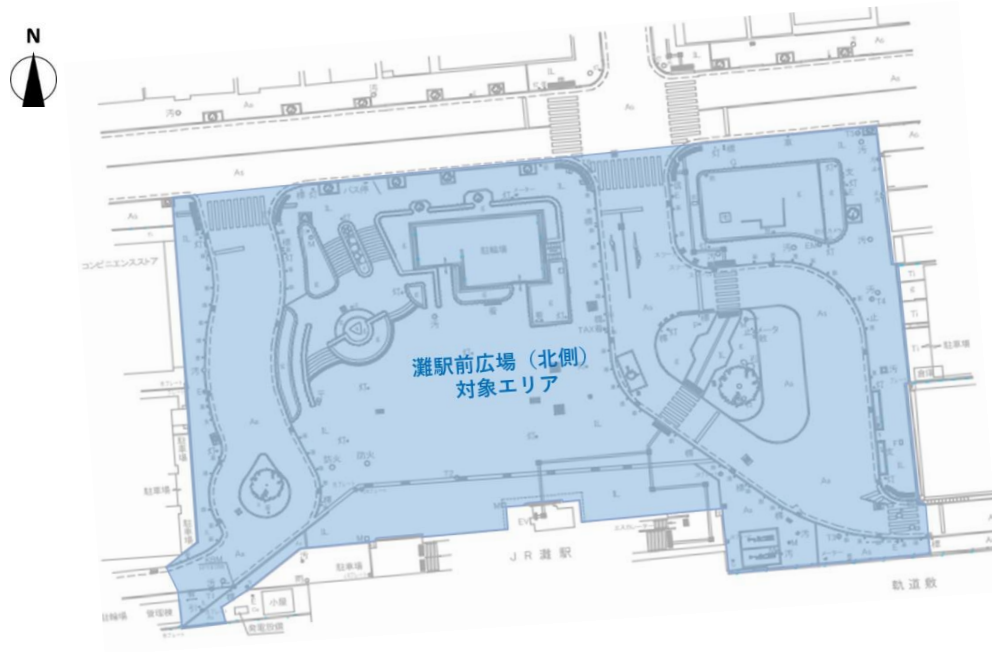
(5) 履行場所

神戸市灘区岩屋北町7丁目3他

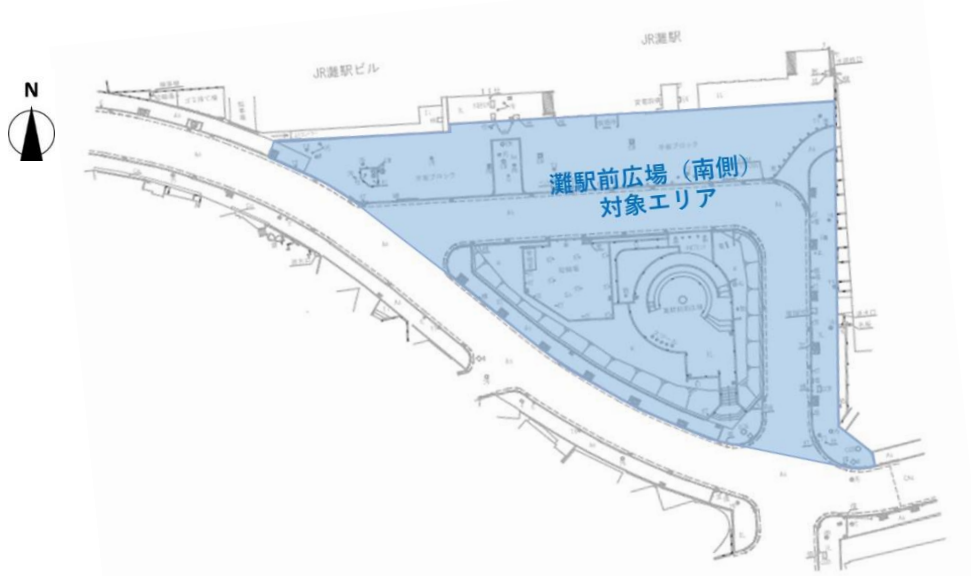
【位置図】



【対象エリア拡大図（北側広場）】



【対象エリア拡大図（南側広場）】



(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

- (2) 委託料の支払い
業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。
- (3) 契約書案
別紙（頭書及び委託契約約款）参照
- (4) その他
契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。複数の事業者でグループを構成して応募する場合は、グループを構成する全ての事業者が、次に掲げる応募資格の（１）～（５）を満たし、またグループのいずれかの事業者が条件（６）を満たしていること

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること
- (6) 過去 10 年以内に広場、公園等の公共的空間のデザインの業務実績を有すること

5 スケジュール

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 2 年 6 月 29 日（月） |
| (2) 質問受付期限 | 令和 2 年 7 月 8 日（水）17 時必着 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和 2 年 7 月 15 日（水）（予定） |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 令和 2 年 7 月 28 日（火）17 時必着 |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和 2 年 8 月 6 日（木）17 時必着 |
| (6) プレゼンテーションの実施 | 令和 2 年 8 月中旬（予定） |
| (7) 選定結果通知 | 令和 2 年 8 月末（予定） |
| (8) 契約締結・事業開始 | 令和 2 年 9 月上旬（予定） |
| (9) 事業完了 | 令和 3 年 3 月 31 日（水） |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 実施要領の交付
 - ア 交付期間 令和 2 年 6 月 29 日(月) から令和 2 年 7 月 28 日(火)17 時まで
 - イ 交付方法 神戸市ホームページからダウンロード
https://www.city.kobe.lg.jp/a36648/shise/kekaku/kensetsukyoku/ekimae_miryoku/jigyousha_boshu.html
- (2) 質問の受付
 - ア 受付期間 令和 2 年 6 月 29 日(月)から令和 2 年 7 月 8 日(水)17 時まで
 - イ 提出方法 別紙「【様式 2】質問票」に記載し、神戸市建設局駅前魅力創造課まで電子メールにより提出。
E-Mail : ekimae_miryoku@office.city.kobe.lg.jp
 - ウ 質問への回答 質問者全者に対して、令和 2 年 7 月 15 日（予定）に電子メールにより回答する。また、質問及び回答は神戸市 HP にも掲載する。

(3) 参加表明手続き

- ア 提出書類 別紙「【様式 1-1 又は 1-2】参加表明書兼誓約書
イ 提出部数 1 部
ウ 受付期間 令和 2 年 6 月 29 日（月）から令和 2 年 7 月 28 日（火）
17 時まで
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年
3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日
を除く 9 時～12 時、13 時～17 時
エ 提出方法 郵送または事前連絡の上での持参による。
オ 提出場所 〒651-0083
神戸市中央区浜辺通 5-1-14
神戸商工貿易センタービル 19 階
神戸市建設局駅前魅力創造課
TEL：078-595-6017

(4) 企画提案書の提出

- ア 企画提案書として以下の書類を提出すること
- ①提案書表紙【様式 3】
 - ②業務の実績【様式 4】
 - ③技術者の経歴等【様式 5】
 - ④業務の実施体制【様式任意】
 - ・A4 サイズ片面 1 枚。文字は 10 ポイント以上。縦横は任意
 - ⑤業務の実施方針【様式任意】
 - ・A4 サイズ片面 1 枚。文字は 10 ポイント以上。縦横は任意
 - ⑥企画提案内容【様式任意】
 - ・サイズは A4 又は A3 もしくはその混合で、いずれも片面印刷
 - ・A4 サイズ換算（A3 は A4 サイズ 2 枚分と換算）で 6 枚以内
 - ・縦横は任意
 - ・文字サイズは 10 ポイント以上
 - ・以下の 4 点については必ず提案すること
 - (1) 灘駅前広場が通勤・通学などの必要活動を満たすためだけの場と
ならないために必要な要素
 - (2) デザインコンセプト及びミュージアムロードという要素の取り
入れ方に対する考え方（デザインコンセプトのイメージを伝える
手段として、文字だけでなく概念図や事例写真、簡易なスケッチ
類を用いて説明すること）
 - (3) 交通処理機能の考え方
 - (4) 整備コストの低減や維持管理のしやすさに対する工夫・方策
 - ⑦業務にかかる見積書及び積算根拠【様式 任意】
 - ⑧会社概要【様式任意、パンフレット等でも可】
- イ 提出部数 正本 1 部 副本（①～⑦）8 部
※副本については提案者の社名及び社章等の社名を連想
させる図画並びに技術者の氏名をすべて伏せること
- ウ 受付期間 令和 2 年 7 月 28 日（火）から令和 2 年 8 月 6 日（木）
17 時まで
- エ 提出方法 郵送または事前連絡の上での持参による。
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年
3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日
を除く 9 時～12 時、13～17 時

オ 提出場所

〒651-0083

神戸市中央区浜辺通5-1-14

神戸商工貿易センタービル19階

神戸市建設局駅前魅力創造課

TEL: 078-595-6017

7 提案にあたっての条件

(1) 整備方針

- ・駅から周辺施設へのスムーズな歩行者動線を確保するとともに、駅前空間として必要な交通機能を満たした広場を整備する。
- ・魅力あるデザインによって、駅を利用する人にとってまちの「顔」となるような駅前空間を整備する。
- ・駅前広場が通勤や通学などの必要活動を満たすだけの空間でなく、社会活動の場や、地域住民や駅利用者が心地よい時間を過ごすための空間となるよう再編し、空間の価値を高める。

(2) 交通機能に関する設計条件

ア 既存の道路形状・線形について、業務の目的を達成するために必要である場合は、以下のイからウに定める機能を損なわない範囲で提案を行うことも可能とする。なお、道路形状・線形の変更に伴う警察その他関係者との協議資料の作成も業務に含まれる。なお、交差点位置の変更や周辺道路の廃道など、大規模な道路改修は行わない。

イ 駅前広場内に必要な機能は以下の通り

(北側)

種別		現状	条件等
乗り場	バス	1 (北側道路上)	位置変更は不可
	タクシー	1 バース	1 バース
	一般車 (身障者用)	1 バース	1 バース以上
待機	タクシー	7~8 台分程度	現状同等
	一般車		
	荷捌き		

(南側)

種別		現状	条件等
乗り場	バス	2 (駅前広場内)	2 バース以上※ (駅前広場内)
	タクシー	1 バース	1 バース
	荷捌き	1 バース	原則として位置変更不可
	一般車 (身障者用)	1 バース	1 バース以上
待機	タクシー	なし	安全な停車帯を設けることが望ましい
	一般車		

※南側の必要バスバース「2バース」のうち、1バースはマイクロバスサイズで可

(3) 美術作品の設置について

JR 灘駅周辺には県立美術館を中心とした文化芸術施設が多く点在している。また、県立美術館から王子動物園までの道路上に野外彫刻を配置する「ミュージアムロード」の取り組みも行っており、まちとして文化芸術を盛り上げる機運がある。

上記を踏まえ、今回の整備においては南側駅前広場へ新たな野外彫刻の設置を本市にて行うことを検討しており、ミュージアムロードの充実を図ることで、まちの玄関口として相応しい魅力あるものとする。

なお設置物の詳細については、事業者選定後に調整を行うものとする。

(4) コミュニティサイクルのポート設置について

南側駅前広場において、コミュニティサイクルのポート（貸出・返却拠点）の設置を検討している。

駅前広場の計画、整備にあたっては、以下の設備の設置について市所管課及び運営事業者との調整が必要となる。

(設備概要)

項目	概要
設置規模	15 台（1 車室あたり 0.5m×1.9m, 約 15 m ² ）
設備要件	ラック設置が可能であること, 電源不要

(5) 既存物件の取り扱い

業務対象エリアに存在する主な既存物件（別紙「既存物件位置図」参照）について、その取扱いを以下に示す。

(北側)

番号	物件名	取扱い
①	モニュメント (彫刻) 1	北側駅前広場内での移設は可能だが、詳細は作者等との協議による
②	モニュメント (彫刻) 2	北側駅前広場内での移設は可能だが、詳細は作者等との協議による
③	震災復興記念樹	北側駅前広場内での移植を提案する場合は、健全に移植するための施工準備期間等、十分に配慮すること
④	駐輪場	北側駅前広場内での移設は可 (ただし、現在の設置台数 58 台を下回らないこと)
⑤	JR 専用駐車場	変更不可

(南側)

番号	物件名	取扱い
①	モニュメント (彫刻) 3	南側駅前広場から移設する。(再配置は不要)
②	喫煙所	移設を提案する場合は JR との協議による
③	駐輪場	南側駅前広場内での移設は可 (ただし、現在の設置台数 101 台を下回らないこと)

(6) その他提案にあたって考慮すべき要素

ア 桜を中心とする対象エリア内の成木の伐採や移植については、魅力的な空間を実現するために必要な最小限度に留めることが望ましい。

イ 提案にあたっては主に夏季の異常高温対策として、快適な空間の創出のための対策や設計上の工夫が講じられることが望ましい

8 選定に関する事項

(1) 選定基準

選定にあたっては、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な評価を行うものとする。

評価項目		評価視点	配点
実施体制 (25点)	事業者の業務実績	同種・類似業務の実績	10点
	技術者の的確性	同種・類似業務の実績や表彰の有無(管理技術者の配置を必須とし、その他ランドスケープ技術者、交通計画技術者などの配置を想定している) ※管理技術者以外の配置義務は無い	15点
実施方針 (10点)	実施方針、業務工程の的確性	本業務の目的を適切に理解し、当該地域の特性を踏まえた実施方針及び業務工程が計画されているか。	10点
企画提案 (55点)	テーマ① 居心地の良い空間	プレイス(滞在)機能の高い空間となっているか。また、従来の必要活動を満たすだけでなく、任意活動や社会活動など、多様な世代、利用者による質の高いアクティビティが誘発されることが期待されるか。	15点
	テーマ② まちの「顔」としてのデザイン	駅を利用する人にとって、まちの「顔」となるにふさわしい魅力あるデザインが期待されるか。また、南北に延びるミュージアムロードという要素を効果的に取り入れることが期待されるか。	15点
	テーマ③ 交通機能の確保	周辺施設への歩行者動線を確保するとともに、駅前広場として妥当な交通機能と安全性が期待されるか。	15点
	テーマ④ 実現可能性、維持管理のしやすさ	整備費用の経済性や当該区域が道路区域であること等の法的な実現可能性が考慮されており、整備後の維持管理のしやすさやランニングコストにも配慮されているか。	10点
価格(10点)	見積価格	経済的な見積額であるか	10点
合計			100点

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の事業者選定は参加者によるプレゼンテーションを基に行う。ただし、参加者多数の場合は書類審査を実施し、プレゼンテーションの実施は概ね3社程度とする。
- イ 書類審査を実施する場合は速やかに参加者全員に通知したうえで、概ね1週間以内に参加者全員に対して電子メールにて書類審査結果を通知する。
- ウ 評価については、市職員および有識者等で構成される駅前魅力創造課事業者選定委員会が行い、その評価点数が最も高い者を選定する。
- エ 評価の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、その中から「実施方針」及び「企画提案(テーマ①~④)」の点数の合計が最も高い者を選定する。
- オ 最も評価点が高かった事業者の点数(選定委員の平均値)が50点に満たない場合は、最低基準に満たしていないとして、該当者なしとする。

(3) 駅前魅力創造課事業者選定委員会

本事業の選定委員会は以下の通り

位置付け	役職等	氏名
委員長	神戸市建設局副局長	岩崎 好寿
常任委員	神戸市建設局公園部 担当課長	尾添 順
臨時委員	小野寺康都市設計事務所	小野寺 康
臨時委員	神戸市文化スポーツ局 副局長	宮道 成彦
臨時委員	神戸市建設局東部建設事務所 副所長	中山 博司

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

ホームページへの掲載情報は、選定事業者の名称（グループの場合は構成するすべての事業者の名称）及び参加事業者すべての評価結果（点数）とする

(6) 契約の締結

- ・プロポーザルの結果、選定された候補者と業務委託契約の仕様等について協議、調整を行い、委託契約を締結する。
- ・契約の締結にあたっては契約書の作成を要し、その契約書は神戸市委託契約約款により作成する。
- ・履行結果が良好で、かつ令和3年度以降の予算の議決がなされた場合は、詳細設計業務及び工事時のデザイン監修等について随意契約を行う場合がある。

9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ・企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ・本プロポーザルは業務実施にあたり最も適した委託候補者を選定するためのものであり、成果品の一部の提出を求めるものではないため、作業負担の大きい表現は必要としない。
- ・採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ・すべての企画提案書は返却しない。
- ・提出された企画提案書は、評価・選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ・期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ・参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ・提案された配置技術者の変更は認めないものとし、契約締結後、確実に本業務に従事させること。ただし、技術者本人の死亡、病気休暇等の真にやむを得ない場合においては、この限りではない。

(2) 市側から提供する資料，貸与品等

参加表明書を提出した事業者にのみ，以下の資料データを電子メールにて配布する。

①平面図（縮尺：1/500）・横断面図（縮尺：1/250）

CAD データ（DWG ファイル形式），PDF データ

②歩行者流動調査結果，ロータリー利用実態調査結果

③駅前広場利用意向アンケート調査結果

(3) 提出先，問い合わせ先

〒651-0083

神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル 19階

神戸市建設局駅前魅力創造課（担当：茗荷，鈴木）

TEL：078-595-6017